

(目的)

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号）第118条第1項の規定に基づく介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施の支援に関する計画（以下「介護保険事業支援計画」という。）及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の9第1項の規定に基づく老人福祉事業の供給体制の確保に関する計画（以下「老人福祉計画」という。）において定める養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム（以下「施設」という。）の円滑な整備を推進するため、施設の整備を実施しようとする者に、当該施設の整備に着手する前に、当該施設の整備について事前協議を求めるとし、これに関し必要な事項を定める。

(事前協議の対象)

第2条 事前協議の対象とする施設の整備は、平成25年度に実施しようとする施設の整備であって、別表に掲げるものとする。ただし、介護保険事業支援計画及び老人福祉計画に規定する熊本高齢者福祉圏域における施設の整備並びに介護保険法第8条第14項の地域密着型サービスを行うための施設の整備を除くものとする。

(提出期限等)

第3条 前条の事前協議の対象となる施設の整備を実施しようとする者は、当該施設の整備に係る事前協議書を平成24年10月5日（金）午後5時15分までに、知事に提出しなければならない。

2 事前協議書の様式は、別に定める。

(審査及び採択)

第4条 知事は、前条第1項の規定により提出された事前協議書を健康福祉部所管の施設整備等審査会（以下「審査会」という。）の審査に付すものとする。

2 審査会は、前項の事前協議書を別途定める「平成25年度審査評点の配分表」を基に審査し、その結果を知事に報告するものとする。

3 知事は、前項の規定による報告に基づき、第1項の事前協議書に係る施設の整備を予算の範囲内で平成25年度老人福祉施設等整備費補助金（以下「補助金」という。）を交付する対象となる施設の整備として認定することの適否について決定するものとする。

(雑則)

第5条 この要項に定めるもののほか、事前協議に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要項は、告示の日から施行する。

2 この要項は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。

別表

施設種別	整備区分	事前協議書の提出の対象
養護老人ホーム	増築	県から補助金を受けて実施しようとする養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの増築又は改築
	改築	
特別養護老人ホーム	増築	
	改築	

備考

- 「増築」とは、既存施設の現在の入所定員の増員を伴わず、既存施設の居室を取り壊さず、新たに居室を整備することをいう。
- 「改築」とは、既存施設の現在の入所定員の増員を伴わず、既存施設の居室を取り壊して、新たに居室を整備することをいう。

熊本県告示第923号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により次の森林を解除予定保安林にするので、同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成24年7月27日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 解除予定保安林の所在場所 八代市泉町縦木字縦木90番1（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 公衆の保健

3 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県八代地域振興局並びに八代市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第924号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を解除予定保安林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成24年7月27日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 解除予定保安林の所在場所 熊本県八代市泉町縦木字縦木89番4・90番1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 解除の理由 道路用地とするため
 (「次の図」は、省略し、その図面を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県八代地域振興局並びに八代市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第925号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文及び第53条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条及び第115条の10の規定により公示する。

平成24年7月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

サービスの種類	申請者名称	事業所名称	事業所所在地	指定更新年月日
福祉用具貸与	株式会社タートル	株式会社タートル	熊本県菊池市隈府279番地	平成24年8月3日
特定福祉用具販売	株式会社タートル	株式会社タートル	熊本県菊池市隈府279番地	平成24年8月3日
介護予防福祉用具貸与	株式会社タートル	株式会社タートル	熊本県菊池市隈府279番地	平成24年8月3日
特定介護予防福祉用具販売	株式会社タートル	株式会社タートル	熊本県菊池市隈府279番地	平成24年8月3日

熊本県告示第926号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定により公示する。

平成24年7月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
株式会社サンコーライフサポート訪問介護事業所 宇土市松原町120番地2	株式会社 サンコーライフサポート 福岡県福岡市中央区今川1丁目12番38号 橋本 一郎	平成24年7月1日	4312300157	居宅介護 重度訪問介護 同行援護

熊本県告示第927号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3の規定により指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

平成24年7月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定通所支援の種類
こども発達支援事業所あおぞら 玉名郡和水町江田3103-1	社会福祉法人菊水福祉会 玉名郡和水町萩原1172 福田 恒敏	平成24年7月18日	4351100021	指定児童発達支援 指定放課後等デイサービス 指定保育所

				等訪問支援
--	--	--	--	-------

熊本県告示第928号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により次の指定障害福祉サービス事業者から変更の届出があったので、同法第51条の規定により公示する。

平成24年7月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称、事業所の名称及び事業の種類	変更があった事項	変更前の内容	変更後の内容	変更年月日
社会福祉法人 御陽会 障害者支援施設 サポートハウス 明星学園 施設入所支援、生活介護	事業所の名称	障害者支援施設 明星学園	障害者支援施設 サポートハウス 明星学園	平成24年6月1日

熊本県告示第929号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成24年7月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（訪問入浴介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
株式会社ティー・シー・エス玉名営業所 玉名市中尾344番1	株式会社ティー・シー・エス	平成24年8月1日

熊本県告示第930号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成24年7月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防訪問入浴介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
株式会社ティー・シー・エス玉名営業所 玉名市中尾344番1	株式会社ティー・シー・エス	平成24年8月1日

熊本県告示第931号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定により次のとおり自動車税（普通徴収に係るものに限る。）に係る徴収金の収納の事務を委託することとしたので、同条第6項において準用する同令第158条第2項の規定により告示する。

平成24年7月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

委託した相手方の名称及び所在地	委託内容	委託期間
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 東京都江東区豊洲三丁目3番3号	収納事務の取りまとめ	平成24年7月1日から 平成25年6月30日まで
株式会社セブン-イレブン・ジャパン 東京都千代田区二番町8番地8	直営店舗又は加盟店舗における収納事務	同上
株式会社ローソン 東京都品川区大崎一丁目11番2号	同上	同上

株式会社ファミリーマート 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号	同上	同上
株式会社サークルKサンクス 愛知県稲沢市天池五反田町1番地	同上	同上
株式会社デイリーヤマザキ 東京都千代田区岩本町三丁目10番1号	同上	同上
ミニストップ株式会社 東京都千代田区神田錦町一丁目1番地	同上	同上
株式会社スリーエフ 神奈川県横浜市中区日本大通17番地	同上	同上
国分グロースーズチェーン株式会社 東京都中央区日本橋一丁目1番1号	同上	同上
株式会社ポプラ 広島県広島市安佐北区安佐町大字久地6 65番1号	同上	同上
株式会社セーブオン 群馬県前橋市亀里町900	同上	同上
株式会社コストア 愛知県名古屋市中区栄一丁目7番34号	同上	同上
株式会社しんきん情報サービス 東京都港区港南一丁目8番27号	同上	同上

熊本県告示第932号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定により臨時種畜検査を次のとおり実施するので、家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96号）第2条第2項の規定により告示する。

平成24年7月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 実施の目的
優良な種畜を確保し、家畜の改良増殖を促進するため
- 2 検査対象
家畜改良増殖法第4条に規定する牛
- 3 検査の期日及び場所

検 査 日	時 間	場 所
平成24年8月20日（月）	午後1時30分	熊本県農業研究センター （合志市）

熊本県告示第933号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第2項の規定により産業廃棄物処理施設の設置許可申請があったので、同条第4項の規定により次のとおり告示し、申請書（添付された書類及び図面を含む。以下同じ。）を縦覧に供する。なお、同法第15条第6項の規定により当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者（以下「利害関係者」という。）は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、熊本県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

平成24年7月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 申請者の住所、名称及び代表者の氏名
八代市新港町二丁目4番地14
有限会社トヨタ 代表取締役 豊田 充
- 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所
八代市新港町二丁目4番14
- 3 産業廃棄物処理施設の種類
産業廃棄物の中間処理施設であって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第3号、第5号、第8号及び第13号の2に掲げるもの
- 4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
(1) 産業廃棄物

廃プラスチック類、ゴムくず、繊維くず、紙くず、木くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、汚泥（有機性汚泥に限り、判定基準に適合しないものを除く。）、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体、動植物性残さ

(2) 特別管理産業廃棄物

感染性産業廃棄物、廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）

5 申請年月日

平成24年6月25日

6 申請書の縦覧場所

八代市西片町1660番地 熊本県八代保健所衛生環境課

7 縦覧の期間及び時間

(1) 期間

平成24年7月27日から平成24年8月27日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する国民の祝日を除く。）

(2) 時間

午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く。）

8 利害関係者の意見書の提出先及び記載事項

(1) 提出先

次のいずれかの部署に提出すること。

ア 〒862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 熊本県環境生活部環境局廃棄物対策課

イ 〒866-8555 八代市西片町1660番地 熊本県八代保健所衛生環境課

(2) 記載事項

次の事項を日本語で記載すること。

ア 提出者の住所及び氏名

イ 対象とする事業名

事業が特定できるように記載すること。

(例) 「有限会社トヨタが八代市に計画している産業廃棄物処理施設（汚泥の焼却施設等）事業（平成24年6月25日設置許可申請の事業）」

ウ 生活環境の保全上の見地からの意見

9 問合せ先

不明な点等がある場合は、次のいずれかの部署に問い合わせること。

(1) 熊本県環境生活部環境局廃棄物対策課 電話番号096-333-2278

(2) 熊本県八代保健所衛生環境課 電話番号0965-33-3198

熊本県告示第934号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第2項の規定により一般廃棄物処理施設の設置許可申請があったので、同法第8条第4項の規定により次のとおり告示し、申請書（添付された書類及び図面を含む。以下同じ。）を縦覧に供する。なお、同法第8条第6項の規定により当該一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者（以下「利害関係者」という。）は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、熊本県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

平成24年7月27日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 申請者の住所、名称及び代表者の氏名

八代市新港町二丁目4番地14

有限会社トヨタ 代表取締役 豊田 充

2 廃棄物処理施設の設置の場所

八代市新港町二丁目4番14

3 一般廃棄物処理施設の種類

ごみ処理施設（焼却施設）であって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第5条第1項に掲げるもの

4 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類

(1) 一般廃棄物

ごみ（廃プラスチック類、ゴムくず、繊維くず、紙くず、木くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、汚泥（有機性汚泥に限り、判定基準に適合しないものを除く。）、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体、動植物性残さ）

(2) 特別管理一般廃棄物

感染性一般廃棄物

5 申請年月日

平成24年6月25日

6 申請書の縦覧場所

八代市西片町1660番地 熊本県八代保健所衛生環境課

7 縦覧の期間及び時間

(1) 期間

- 平成24年7月27日から平成24年8月27日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する国民の祝日を除く。）
- (2) 時間
午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く。）
- 8 利害関係者の意見書の提出先及び記載事項
- (1) 提出先
次のいずれかの部署に提出すること。
ア 千862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 熊本県環境生活部環境局廃棄物対策課
イ 千866-8555 八代市西片町1660番地 熊本県八代保健所衛生環境課
- (2) 記載事項
次の事項を日本語で記載すること。
ア 提出者の住所及び氏名
イ 対象とする事業名
事業が特定できるように記載すること。
(例) 「有限会社トヨタが八代市に計画している一般廃棄物処理施設（焼却施設）事業（平成24年6月25日設置許可申請の事業）」
ウ 生活環境の保全上の見地からの意見
- 9 問合せ先
不明な点等がある場合は、次のいずれかの部署に問い合わせること。
(1) 熊本県環境生活部環境局廃棄物対策課 電話番号096-333-2278
(2) 熊本県八代保健所衛生環境課 電話番号0965-33-3198

公 告

熊本県公告第413号
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成24年7月27日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市須屋字下出口2962番1
466.09平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
合志市須屋2040番地
松本 英治

熊本県公告第414号
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成24年7月27日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市幾久富字亀甲1364番1
496.65平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
合志市幾久富1365番地
野田 誠一郎

熊本県公告第415号
都市計画法（昭和43年法律第100号）第35条の2第1項の変更許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第35条の2第5項及び同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成24年7月27日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市御代志字地藏本1329番7、同1329番32及び同1329番34
2,830.19平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市中央区紺屋阿弥陀寺町10番地
千里殖産株式会社

熊本県公告第416号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出を縦覧に供する。

平成24年7月27日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
大津ショッピングプラザ
菊池郡大津町室字門出137ほか

- 2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
イオン九州株式会社 代表取締役 岡澤 正章	イオン九州株式会社 代表取締役 山口 聡一
株式会社上田商店 代表取締役 上田 稔男	株式会社上田商店 代表取締役 上田 稔勝
株式会社ツインマーボ 代表取締役 大藪 幸子 大阪府大阪市北区大深町2番地48号	(退店)

- 3 届出年月日

平成24年6月29日

- 4 届出の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県菊池地域振興局総務部総務振興課

平成24年7月27日から平成24年11月27日まで

熊本県公告第417号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成24年7月27日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
大津ショッピングプラザ
菊池郡大津町室字門出137ほか

- 2 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(変更前) 午前9時

(変更後) 午前7時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前8時から午前0時30分まで

(変更後) 午前6時から午前0時30分まで

- 3 変更する年月日

平成24年6月30日

- 4 変更する理由

営業政策のため

- 5 届出年月日

平成24年6月29日

- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県菊池地域振興局総務部総務振興課

平成24年7月27日から平成24年11月27日まで

熊本県公告第418号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出を縦覧に供する。

平成24年7月27日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン八代ショッピングセンター本棟
八代市沖町五番割3705番ほか

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

変更前	変更後
イオン九州株式会社 代表取締役 岡澤 正章	イオン九州株式会社 代表取締役 山口 聡一

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
イオン九州株式会社 代表取締役 岡澤 正章	イオン九州株式会社 代表取締役 山口 聡一
株式会社立花屋 福岡県福岡市中央区天神一丁目1番1号	株式会社立花屋 福岡県福岡市中央区大宮一丁目2番9号
株式会社未来屋書店 代表取締役 柿内 宏一	株式会社未来屋書店 代表取締役 中山 章
株式会社スイートガーデン 代表取締役 小池 和則 京都府京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町 566番地1	株式会社スイートガーデン 代表取締役 花井 秀年 京都府京都市中京区聚楽廻東町2番地 9
株式会社エービーシー・マート 東京都渋谷区道玄坂一丁目12番1号	株式会社エービーシー・マート 東京都渋谷区神南一丁目11番5号
合資会社浜商店 八代市横手新町7番地15	合資会社浜商店 八代市本町一丁目9番13号
株式会社コックス 代表取締役 荻原 久示 東京都江東区新大橋一丁目8番11号	株式会社コックス 代表取締役 池内 清和 東京都中央区日本橋浜町一丁目2番1号
株式会社メガスポーツ 代表取締役 中西 勉	株式会社メガスポーツ 代表取締役 南山 学
株式会社ザ・クロックハウス 東京都新宿区新宿一丁目19番10号	株式会社ザ・クロックハウス 東京都杉並区西荻北二丁目28番7号
株式会社キャンパス 代表取締役 山本 悦二	株式会社キャンパス 代表取締役 山本 長作
株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーション 代表取締役 菊地 敬一 愛知県長久手市長湫上鴨田12番地1	株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーション 代表取締役 白川 篤典 愛知県名古屋市名東区上社一丁目90 1番地
スナップス販売株式会社 代表取締役 成岡 富士夫 千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目6番地	(退店)
はるやま商事株式会社 代表取締役 治山 正史 岡山県岡山市表町一丁目2番3号	(退店)
有限会社ねぼけ堂 代表取締役 持丸 富士男 八代市本町三丁目4番42号	(退店)
株式会社キューイン 代表取締役 黒川 一 大分県大分市高松東三丁目3番10号	(退店)

株式会社三城 代表取締役 多根 裕詞 東京都中央区銀座二丁目7番17号	(退店)
株式会社谷呉服店 代表取締役 谷 重臣 福岡県筑紫野市二日市中央二丁目3番2号	(退店)
株式会社サダマツ 代表取締役 貞松 隆弥 長崎県大村市本町458番地9	(退店)
株式会社BANGCARD 代表取締役 茶圃 裕之 鹿児島県鹿児島市堀江町十一丁目1番10 02号	(退店)
(出店)	株式会社ライトオン 代表取締役 横内 達治 茨城県つくば市吾妻一丁目11番1
(出店)	株式会社ニトリ 代表取締役 似鳥 昭雄 札幌市手稲区新発寒六条一丁目5番8 0号
(出店)	ディープロ株式会社 代表取締役 松中 敬雄 佐賀県佐賀市諸富町大字徳富691番 地の2
(出店)	株式会社三貴 代表取締役 木村 和巨 東京都文京区向丘一丁目16番24号
(出店)	株式会社アイフレンド 代表取締役 瓜生 務 福岡県糟屋郡久山町大字山田1075 番地
(出店)	合名会社大進 代表社員 甲斐 美由紀 熊本市東区健軍三丁目51番16号
(出店)	株式会社アイディ 代表取締役 赤星 頼信 熊本市東区下江津八丁目11-1
(出店)	第一プロパン株式会社 代表取締役 前田 満洋 八代市大手町二丁目4番25号
(出店)	イオンペット株式会社 代表取締役 小川 明宏 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地 1
(出店)	株式会社ハニーズ 代表取締役 江尻 義久 福島県いわき市鹿島町走熊字七本松2 7番地の1

(出店)	株式会社輝幸 代表取締役 重久 忠行 鹿児島県鹿児島市西千石町7番10号
------	--

- 3 届出年月日
平成24年6月29日
- 4 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県八代地域振興局総務部総務振興課
平成24年7月27日から平成24年11月27日まで

熊本県公告第419号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成24年7月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオン八代ショッピングセンター本棟
八代市沖町五番割3705番ほか
- 2 変更しようとする事項
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
(変更前) 午前9時
(変更後) 午前7時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 午前8時30分から午前0時30分まで
(変更後) 午前6時30分から午前0時30分まで
- 3 変更する年月日
平成24年6月30日
- 4 変更する理由
営業政策のため
- 5 届出年月日
平成24年6月29日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県八代地域振興局総務部総務振興課
平成24年7月27日から平成24年11月27日まで

熊本県公告第420号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営迫井手地区土地改良事業（区画整理）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して

- 1 5日以内に異議申立てをすることができる。

平成24年7月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称
変更後の県営迫井手地区土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成24年7月30日から平成24年8月24日まで
- 3 縦覧場所
大津町役場

熊本県公告第421号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により国土院院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公告する。

平成24年7月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
基本測量（基本重力測量）	平成24年9月1日から 平成25年2月28日まで	熊本市、八代市

熊本県公告第422号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、荒尾市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公告する。
平成24年7月27日

熊本県知事 蒲島郁夫

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量（下水道平面図作成）	平成24年6月25日から 平成24年10月31日まで	荒尾市牛水地内外

熊本県公告第423号

山鹿市に事務所を置く内田川地区土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。
平成24年7月27日

熊本県知事 蒲島郁夫

役職名	氏名	住所
退任		
理事	古澤 勝	山鹿市鹿本町津袋308番地
理事	平本 和幸	山鹿市鹿本町高橋351番地1
理事	星子 正章	山鹿市鹿本町庄524番地3
理事	津留 一也	山鹿市鹿本町石渕85番地
理事	渡辺 茂男	山鹿市鹿本町下高橋267番地
理事	渡邊 孝	山鹿市鹿本町小嶋311番地
理事	中山 祥治	山鹿市鹿本町来民753番地
理事	大島 義春	山鹿市鹿本町御宇田2136番地
理事	宮本 義雄	山鹿市鹿本町来民1498番地6
理事	福島 健治	山鹿市鹿本町梶屋1376番地
理事	谷 秀則	山鹿市鹿本町梶屋227番地
理事	小材 一誠	山鹿市鹿本町中富240番地
理事	小材 敏博	山鹿市鹿本町中川2085番地
理事	村上 正一	山鹿市鹿本町分田342番地3
理事	富守 信一	山鹿市鹿本町中分田412番地
理事	森本健一郎	山鹿市鹿本町下分田955番地
理事	後藤 信也	山鹿市鹿本町小柳1013番地
理事	小田 幸一	山鹿市鹿本町千田1902番地1
理事	小澄 武雄	山鹿市菊鹿町下内田1632番地
理事	野中 國次	山鹿市菊鹿町宮原202番地
理事	井上 鶴喜	山鹿市菊鹿町池永75番地
監事	隈部 誠一	山鹿市鹿本町中川917番地
監事	金光 清臣	山鹿市菊鹿町木野284番地
就任		
理事	萩尾 秀志	山鹿市鹿本町高橋342番地
理事	芹川 格治	山鹿市鹿本町庄120番地2
理事	中川 一夫	山鹿市鹿本町小嶋310番地
理事	川俣 光博	山鹿市鹿本町御宇田2011番地
理事	富田 一稔	山鹿市鹿本町中川2866番地
理事	富野 邦博	山鹿市鹿本町中分田424番地
理事	山田 義行	山鹿市鹿本町小柳1026番地
理事	隈部 誠一	山鹿市鹿本町中川917番地
理事	萩尾 俊彦	山鹿市菊鹿町木野3104番地1
理事	後藤 哲也	山鹿市菊鹿町下永野1186番地
監事	原山 光男	山鹿市鹿本町中富173番地

監事

青木 博明

山鹿市菊鹿町下内田439番地2

熊本県公告第424号

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条の規定により、次のとおり公告する。

平成24年7月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
建築計画概要書の電子データ化及び精査業務（その8：上益城地域振興局管内）一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県土木部建築住宅局建築課建築物安全推進室安全推進班
郵便番号862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日
平成24年6月12日
- 4 落札者の名称及び所在地
大成ジオテック株式会社熊本営業所
熊本市東区東野三丁目9番2号
- 5 落札金額
51,450,000円（うち消費税及び地方消費税の額2,450,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
平成24年5月1日

熊本県公告第425号

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条の規定により、次のとおり公告する。

平成24年7月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
くまもと県税システム及び電子申告審査システム運用サーバ及び関連機器等の借入れ一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
名 称 熊本県総務部総務税務局税務課
所在地 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日
平成24年6月8日
- 4 落札者の氏名及び住所
氏 名 N T Tファイナンス株式会社南九州支店
住 所 熊本市中央区花畑町4番1号
- 5 落札金額
3,176,460円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日
平成24年4月27日

熊本県公告第426号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第11条第3項の規定による届出があったので、次のとおりその概要を公告する。

平成24年7月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ケーブデンキ菊陽店
菊池郡菊陽町大字津久礼字平ノ上65番地ほか
- 2 大規模小売店舗の承継があった年月日
平成24年3月26日
- 3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

承継前	株式会社坂本商店 代表取締役 坂本 俊正 菊池郡菊陽町大字原水3278番地1
承継後	株式会社九州ケーズデンキ 代表取締役 坂下 陽一 茨城県水戸市柳町一丁目13番20号

- 4 大規模小売店舗の承継の理由
土地所有者が建物を所有する予定で新設の届出を行ったが、当該店舗において小売業を行う者が建物を所有することとなったため。
- 5 大規模小売店舗内の承継に係る店舗面積
3,960平方メートル
- 6 届出年月日
平成24年7月9日

熊本県公告第427号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出を縦覧に供する。

平成24年7月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ケーズデンキ菊陽店
菊池郡菊陽町大字津久礼字平ノ上65番地ほか
- 2 変更した事項
大規模小売店舗の名称及び所在地
変更前 （仮称）ケーズデンキ菊陽店
熊本都市計画事業 菊陽第二土地区画整理事業施行地内44街区24番ほか
変更後 ケーズデンキ菊陽店
菊池郡菊陽町大字津久礼字平ノ上65番地ほか
- 3 届出年月日
平成24年7月9日
- 4 変更する理由
名称及び所在地が決定したため
- 5 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県菊池地域振興局総務部総務振興課
平成24年7月27日から平成24年11月27日まで

熊本県公告第428号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第11条第3項の規定による届出があったので、次のとおりその概要を公告する。

平成24年7月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ショッピングプラザ菊陽
菊池郡菊陽町大字津久礼2474番地ほか
- 2 大規模小売店舗の承継があった年月日
平成23年5月10日
- 3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

承継前	株式会社カーリーノ 代表取締役 馬場 英治 熊本市中央区安政町1番2号
承継後	株式会社カーリーノリアルエステート 代表取締役 馬場 英治 熊本市中央区安政町1番2号

- 4 大規模小売店舗の譲渡の理由
子会社の不動産管理会社へ譲渡
- 5 大規模小売店舗内の譲渡に係る店舗面積
17,205平方メートル
- 6 届出年月日
平成24年6月29日

熊本県公告第429号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出を縦覧に供する。

平成24年7月27日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ショッピングプラザ菊陽
菊池郡菊陽町大字津久礼2474番地ほか
- 2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社ショッピングプラザ菊陽 代表取締役 舟津 生二	株式会社ショッピングプラザ菊陽 代表取締役 池頭 幸一

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
イオン九州株式会社 代表取締役 岡澤 正章	イオン九州株式会社 代表取締役 山口 聡一
ニューコ・ワン株式会社 熊本市東区御領五丁目1番80号	ニューコ・ワン株式会社 熊本市東区平山町3006-2
株式会社ショッピングプラザ菊陽 代表取締役 舟津 生二	株式会社ショッピングプラザ菊陽 代表取締役 池頭 幸一

- 3 届出年月日
平成24年6月29日
- 4 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県菊池地域振興局総務部総務振興課
平成24年7月27日から平成24年11月27日まで

熊本県公告第430号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出を縦覧に供する。

平成24年7月27日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオン天草ショッピングセンター
天草市亀場町食場740ほか
- 2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

変更前	変更後
イオン九州株式会社 代表取締役 岡澤 正章	イオン九州株式会社 代表取締役 山口 聡一

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
イオン九州株式会社 代表取締役 岡澤 正章	イオン九州株式会社 代表取締役 山口 聡一
株式会社コックス 東京都江東区新大橋一丁目8番11号	株式会社コックス 東京都中央区日本橋浜町一丁目2番1号
株式会社三城 東京都品川区北品川四丁目7番35号	株式会社三城 東京都中央区銀座一丁目7番7号
株式会社ザ・クロックハウス 東京都新宿区新宿一丁目19番10号	株式会社ザ・クロックハウス 東京都杉並区西荻北二丁目28番7号

株式会社東京ブッククラブ 代表取締役 池澤 裕伸 熊本市中央区上通町5番1号	株式会社東京ブッククラブ 代表取締役 湯澤 健一 東京都新宿区東五軒町6番24号
株式会社キャンパス 代表取締役 山本 悦二	株式会社キャンパス 代表取締役 山本 長作
有限会社ブルーポイント 代表取締役 益田 健明	有限会社ブルーポイント 代表取締役 益田 佳明
A s - m e エステール株式会社 東京都新宿区住吉町8番12号	A s - m e エステール株式会社 東京都港区虎ノ門四丁目3番13号
株式会社キタムラ 代表取締役CEO 北村 正志 高知県高知市本町四丁目1番16号	(退店)
(出店)	有限会社野崎水産 代表取締役 野崎 純一 天草市五和町二江4670番地8

3 届出年月日

平成24年6月29日

4 届出の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県天草地域振興局総務部総務振興課

平成24年7月27日から平成24年11月27日まで

熊本県公告第431号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成24年7月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ショッピングプラザ菊陽

菊池郡菊陽町大字津久礼2474番地ほか

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

① 駐車場の位置及び収容台数

駐車場No.	変 更 前		変 更 後	
No. 1	建物西側	143台	建物西側	126台
No. 2	建物南側	90台	変更なし	
No. 3	建物南側	135台	建物南側	128台
No. 4	建物東側	70台	建物東側	69台
No. 5	建物北側	59台	建物北側	69台
No. 6	建物北側	75台	変更なし	
No. 7	敷地内建物3階	226台	敷地内建物3階	220台
No. 8	敷地内建物屋上	160台	変更なし	
No. 9	南側敷地	396台	南側敷地	417台
合 計		1354台		1354台

② 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場No.1の位置の変更

③ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等 保管施設No.	変 更 前		変 更 後	
No. 1	建物南側	65立方メートル	建物南側	30.62立方メートル
No. 2	建物東側	45立方メートル	建物東側	22.91立方メートル

No. 3	建物東側 232立方メートル	建物東側 232.00立方メートル
No. 4	建物東側 12立方メートル	建物東側 12.00立方メートル
No. 5		建物南側 17.48立方メートル
No. 6		建物南側 19.00立方メートル
No. 7		建物北西側 20.70立方メートル
合 計	354立方メートル	354.71立方メートル

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(変更前) 午前9時

(変更後) 午前7時

② 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前8時00分から午前0時30分まで

(変更後) 午前6時00分から午前0時30分まで

3 変更する年月日

平成24年6月30日

4 変更する理由

営業政策のため

5 届出年月日

平成24年6月29日

6 届出の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県菊池地域振興局総務部総務振興課

平成24年7月27日から平成24年11月27日まで

熊本県公告第432号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成24年7月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン天草ショッピングセンター

天草市亀場町食場740ほか

2 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(変更前) 午前9時

(変更後) 午前7時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前8時00分から午前0時30分まで

(変更後) 午前6時00分から午前0時30分まで

3 変更する年月日

平成24年6月30日

4 変更する理由

営業政策のため

5 届出年月日

平成24年6月29日

6 届出の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県天草地域振興局総務部総務振興課

平成24年7月27日から平成24年11月27日まで

訓 令

熊本県訓令第 3 3 号

本庁各部（公室・局）課（センター）
各 地 方 出 先 機 関
熊本県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成 2 4 年 7 月 2 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県職員服務規程の一部を改正する訓令
熊本県職員服務規程（昭和 3 1 年熊本県訓令第 1 9 8 4 号の 2）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項の表中「骨髓液」を「骨髓移植のための骨髓又は末梢^{しよう}血幹細胞移植のための末梢血幹細胞」に、「として実施する登録に」を「としての登録の申出に伴い」に改める。

附 則

この訓令は、平成 2 4 年 8 月 1 日から施行する。

登 載 依 頼

熊本県公営企業管理規程第 1 5 号

熊本県企業局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成 2 4 年 7 月 2 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県企業局職員就業規程の一部を改正する規程
熊本県企業局職員就業規程（昭和 3 8 年電気事業管理規程第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 の 3 の項中「骨髓液の」を「骨髓若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の」に、「又は骨髓移植のため」を「又は」に、「骨髓液を提供する場合の」を「、骨髓移植のため骨髓若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、」に、「行う場合」を「行うとき」に改める。

附 則

この規程は、平成 2 4 年 8 月 1 日から施行する。

正 誤

平成 2 4 年 5 月 2 5 日熊本県告示第 7 1 2 号（保安林の指定施業要件の変更に関する予定）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
1	3 6	（2） 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。	（2） 立木の伐採の限度 次のとおりとする。